

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

○青木課長 本日は公私ともお忙しい中ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。只今から令和5年度第2回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます青木と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。それでは、秋本会長からご挨拶を賜りたいと存じます。秋本会長よろしくお願ひいたします。

○秋本会長 <<会長挨拶>>

○青木課長 会長ありがとうございます。それでは会議に入ります前に、出席委員についてご報告申し上げます。事前に渋谷委員、廣瀬委員、新井委員につきましては本日欠席のご連絡を頂いております。現在、出席されている議員の方は16名ということで、定数20人の過半数に達しておりますことから、本協議会は、久喜市介護保険条例第15条第2項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。

次に、傍聴者ですけれども、現在のところ傍聴者はありません。なお、株式会社ぎょうせいの職員3名が参加しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、開会に先立ちまして、委嘱式を開催させていただきたいと存じます。これまで委員を務められました増田委員ですが、定年退職されたことに伴い、6月30日付で退任をされました。そのため、新たに社会福祉法人徳寿会さんから、7月1日から同じくしょうぶの里の施設長を務められております、近藤様を、当協議会の委員としてご推薦を頂きました。つきましては、戸ヶ崎福祉部長から近藤様に委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。近藤様におかれましては、恐れ入りますがその場でご起立くださいますようお願いいたします。

<<委嘱状交付>>

ありがとうございます。続きまして、今回、本協議会委員をお引き受けいただきました近藤委員よりご挨拶を頂きたいと存じます。近藤様よろしくお願ひいたします。

○近藤委員 <<近藤委員挨拶>>

○青木課長 ありがとうございます。以上をもちまして委嘱式を終了とさせていただきます。

続きまして、本日の資料につきまして確認をさせていただきたいと存じます。事前に郵送いたしました資料ですけれども、次第、それから資料の概要について。次に、議事（1）の資料が1-1、1-2。議事（2）の資料が資料2でご

ございます。次に、議事（３）の資料が資料 3-1 から 3-2。議事（４）の資料が資料 4-1 から 4-3 でございます。最後に、議事（５）の資料が資料 5-1 から 5-5。議事（６）の資料が 6-1 から 6-3 でございます。以上全部で 18 点でございます。大変恐縮なのですが、ここで資料番号の修正をお願いしたいと思います。右上に資料 4-1-4 と書かれております、「令和 5 年度予算書（久喜東・菖蒲・栗橋・鷲宮地域包括支援センター）」の資料なのですが、こちらの手違いで、資料 4-2-3 が正しい資料の番号となりますので、訂正をさせていただきたいと思っております。誠に申し訳ございませんがよろしくお願いたします。また、当日資料といたしまして、先ほど委嘱がございました、近藤委員のお名前が記載されました新たな久喜市介護保険運営協議会委員名簿と、令和 5 年 6 月に発行いたしました緑色の介護保険サービスガイド、製本いたしました令和 4 年度久喜市高齢者実態調査報告書、こちらを机の上にお配りしております。それから、質問票でございます。資料に不足がある方、もしいらっしゃいましたら、挙手を頂きたいと存じます。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日の議事（４）、（５）、（６）につきましては報告事項となっておりますので、お時間の都合上、事務局から報告・説明のみとさせていただきたいと存じます。ご質問がございましたら、質問票に記載いただきまして、7 月 28 日の金曜日までに事務局宛に、電子メールもしくはファックスをお送りいただければと思います。ご質問に対する回答につきましては、会長・副会長に協議をさせていただいた上で、9 月上旬を目途に、皆様にご回答させていただきたいと存じます。

それでは続きまして、会議の公開及び会議録の作成等について説明をさせていただきます。久喜市では、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし、傍聴することが可能となっております。また、会議録を作成し公開することとなっておりますことから、本会議におきましても、発言者の氏名を含め全文記録方式で会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解を頂きたいと思っております。これに伴い、発言者の皆様はマイクを使用しての発言にご協力をお願いいたします。

それではこれより本日の議事に移らせていただきます。ここからは、久喜市介護保険条例第 15 条第 1 項の規定により、会長が議長となり議事を進めていただきたいと思います。それでは秋本会長よろしくお願いたします。

○議長(秋本会長) それでは早速、議事を進めたいと思っております。本日の議事は承認が必要な案件が 3 件でございます。本日も引き続き新型コロナウイルス感染予防のため、議事が円滑に進行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願いたします。

最初に、本日の会議の議事録署名委員を指名させていただきます。前回に引き続きまして名簿の順で茨木委員さん、それから宮澤委員さんをお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

《茨木委員、宮澤委員了承》

○会長 ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは本日の議題に移りたいと思います。議事（１）地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局からの説明をお願いします。

○佐藤係長 介護保険課保険料給付係の佐藤でございます。着座にて失礼いたします。議事（１）地域密着型サービス事業所の指定更新についてご説明をいたします。初めに、前回、令和５年度第１回の介護保険運営協議会にて、地域密着型サービス事業所の指定更新に係る資料の確認状況について、〇〇にて確認という根拠の表記が不要ではないかのご意見を頂きました。こちらにつきましては、過去の議事録も確認させていただきましたけれども、今年の８月の本協議会におきまして、確認状況であるから、何で確認したのかをわかるように書くべきとのご意見を受けまして、追加した記載項目でありまして、事務局といたしましても、ご指摘のとおりであると考えております。つきましては、引き続き記載してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

《資料１-１、１-２に基づき説明》

○議長(秋本会長) ありがとうございます。ただいま、議事（１）につきまして、事務局から説明がございました。これについて何かご質問のある方は挙手をお願いいたします。ご質問・ご意見なしということでしょうか。ありがとうございます。

それではまず議事（１）は本協議会の承認を頂きたい事項ということでございます。１つ目の地域密着型通所介護デイサービス ポケットの事業所の指定更新について、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。承認です。

それでは２つ目の認知症対応型共同生活介護 愛の家グループホーム久喜吉羽の事業所の指定更新について、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。それでは承認でございます。

議事（１）は以上でございます。

続きまして、次の議事に移りたいと思います。議事（２）令和５年度介護予防支援業務委託契約事業所について事務局からの説明をお願いします。

○加納補佐 高齢者福祉課地域包括支援係の加納と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼いたします。

《資料２に基づき説明》

○議長(秋本会長) ありがとうございます。ただいま、議事（２）につきまして、事務局からの説明がございました。これにつきましてご質問等ある方は挙手をお願いいたします。ご質問ないということでしょうか。議事（２）は本協議会の承認を頂きたい事項ということでございます。令和５年度介護予防支援業務委託契約事業所について、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

《委員了承》

ありがとうございます。承認でございます。

それでは議事（２）は以上でございます。

次の議事に移りたいと思います。議事（３）久喜市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画骨子等について、事務局からの説明をお願いします。

○門井主幹 介護保険課の門井と申します。着座にて失礼いたします。

《資料３-１， ３-２に基づき説明》

○議長(秋本会長) ありがとうございます。ただいま、議事（３）について、事務局から説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら挙手の上、発言をお願いします。板橋委員さんどうぞ。

○板橋委員 久喜市高齢者福祉計画の、一番最後なのですけれども、施策体系の修正案というのがあり、そこの一番左側のところに基本理念というのがあります。基本理念で、「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で 健幸（けんこう）で 安心して暮らせるまち」というようにうたわれていますけれども、この「健幸（けんこう）で」というのは、普通辞書にはこのような漢字表記では書いていないですよね。ということは、この言葉を出した理由っていうのは何かあるのですか。今お話を伺っていたら、この前の時には「健やかにいきいき」というのを、「健幸（けんこう）」と直したようだし、当て字をするのだったら、当然鍵括弧にするとか、何らかのことをしないと。公文書にこういう当て字を堂々と出すということが私はよくわからないのですけれども、何かこれは理由があるのですか。以上です。

○議長(秋本会長) 事務局回答をお願いします。

○門井主幹 ご質問ありがとうございます。この基本理念につきましては、現在の第８期計画の基本理念から使用しているもので、それを引き継いでいくということでご説明いたしました。この健幸（けんこう）という当て字の部分なのですけれども、先ほどご説明の中で触れさせていただいておりますが、本市で、健幸スポーツ都市宣言というものを宣言してございまして、その中でこの「健幸（けんこう）」という当て字を使用しているもので、「健康に幸せに」というような意味合いもあるかと思うのですけれども、その都市宣言に合わせてと言いますか、それに倣って、ここでは「健幸（けんこう）」という文字、この当て字を使わせていただいております。第８期計画のものを引き継ぐということで、引き続き使わせていただいております。

○議長(秋本会長) はい。板橋委員さんどうぞ。

○板橋委員 すみません。当て字を使うこと自体を私は否定しているのではなくて、やはり公文書ですので、当て字だっていうことがわかるように、誰が見てもわかるような形の説明なり何なりというのがあって然るべきではないかというように思ったのです。第８期でやったから、またこれでいいのではなくて、何故やはり「健幸（けんこう）で」というこの字を使うのか、もう少し別な言葉というのはあるように、私は思うのですけれども、構わないのでしょうか。小学校や中学校で「健幸」と書いたらバツになりますよね。以上です。

- 議長(秋本会長) はい。事務局どうぞ。
- 門井主幹 はい。上手なご説明ができなくて申し訳ございませんが、ご意見いただきましたとおりで、普通に「健康」にこの字を使うとバツになると思いますので、使った意味合いというのを、計画の中で、※印等で説明になるかどうかわかりませんが、ご説明を加えるように検討してまいりたいと考えております。
- 議長(秋本会長) そうすると、この「健幸(けんこう)」という意味を何かどんな表現かわかりませんが、活字で明記するということですね。
- 門井主幹 そういう方向性で検討してまいりたいと思います。
- 議長(秋本会長) その方向でぜひ検討してください。他の委員さんも、「健幸(けんこう)」って聞いたことないと思うのですよ。他の計画で使っているから使いましたと言っても、皆さん知らないというのがほとんどだと思うのです。ですからぜひその方向で、この「健幸(けんこう)」の、やはり行政の思いがこもっていると思うので、よくわかるように記載していただきたいと思います。板橋委員さんそういうことでよろしいでしょうか。
- 板橋委員 はい。
- 議長(秋本会長) ありがとうございます。他に質問ございますでしょうか。茂田委員さん。
- 茂田委員 「80歳の壁」というのを書かれた方がおられまして去年ベストセラーになりました。それも「幸齢者」になっていました。ですから最近、今健康でいられる高齢者の方は幸いという字で「幸齢者」って使っていますので、そんなのも兼ねているのかなって私は思ったのです。「80歳の壁」というのは、和田先生が書いていますので、読まれるといいかと思えます。よろしく願います。
- 議長(秋本会長) ご意見ということでよろしいですね。ありがとうございます。他に質問・ご意見等ございますでしょうか。宮澤委員さん。
- 宮澤委員 1点確認したいのですが、資料3-1なのですが、こちらの7ページ。施策体系の修正案ということで今ご説明があったのですが、基本目標3と基本目標4については、よりイメージが伝わりやすい表現、他の基本目標と比較して云々とありますけれども。説明を受けたのですが、例えば3ページの総合振興計画等の動向の中の、第2章総合振興計画の実現に向けて、この基本目標の3番目。「いつまでも安全・安心」、安全・安心がセットでくっついています。それから、第8期の時も、この基本目標の3番目には、「安心・安全のまち」と、安心・安全がセットでついていたのですが、今回、よりイメージが伝わりやすいということで、この3番のところは安心を取ったと。やはり安全よりも、私は安心感のあるまちの方が、精神的にはいいのかなという気がして、何故「安心」を取ったのかという疑問を持っているのですが、その辺、何かご説明があればお伺いしたいと思います。よろしく願います。
- 議長(秋本会長) 事務局お願いします。

○門井主幹 申し訳ございません。今のご質問でございますが、この基本目標3番につきましては、以前のものが先ほどおっしゃられましたとおり、「安心・安全のまち」ということで、以前こちらの協議会の方で、漠然としているというご意見を頂きまして、検討をさせていただきました。その中で、検討過程で何かどうしてもという理由があったかどうか、今となつては、うまくご説明ができないのですけれども、「安心」を取りまして、資料としてこの案、「安全で誰もが住みやすいまちをつくる」ということでお示したものでございます。ただいまご意見を頂きまして、確かに「安心」がまず先に来るのかなど。安全もそうなのですけれども、そういった安心ということにそういう意味合いがあるかと思えます。また、その次に続きます、施策の方向性につきましても、災害の関係ですとか、感染症の関係ですとか、高齢者にやさしいまちづくりということで、1つ目は高齢者の権利擁護・虐待の防止の関係もありますけれども、安心・安全というものの施策になっているかと思えますので、こちらにつきましては「安心」という文字ですね、ぜひ加えさせていただければと思います。

○議長(秋本会長) ありがとうございます。「安心」がつくということで事務局の方から修正したいというお話が出ました。これについては他の委員さんもうどうでしょうか。「安心」を付け加えるということについて、そういう方向でよろしいですか。ありがとうございます。皆様の賛同が得られましたので、協議会としても「安心」を付け加えていただきたいと思えます。ありがとうございます。他にご質問、ご意見ございますでしょうか。はい。高田委員さん。

○高田委員 資料3-1の中にある、一番最後の7ページなのですが、2040年への備えは、主に基本目標4に掲げる施策の推進を通じて達成すべき事項とし、施策体系では明記しませんというようにあるのですけれども、2040年への備えってというのは、何なのでしょう。それは施策体系の中で明記しないということであれば、どこに記載されるのでしょうかというのが1つの質問です。それに関連するのですけれども、3-2の4ページ。第9期の計画の期間なのですが、これは、2024年から2026年です。2025年に団塊の世代が75歳のピークになるので、次は、高齢者人口がピークを迎える令和22年、2040年。2040年への備えってこの2040年と同じものを、意味しているのだと思うのですが、中長期的な視点から施策の展開を図ることになっていますのですか。先ほどと関連するのですけれども、中長期的な視点2040年、そもそも高齢者人口が2040年にピークを迎えるという何かシミュレーションがあるのですか。ここでは提示しないのですかということがまず1つ。同時に中長期的視点で、具体的ではないのかもかもしれませんが、2040年に向けて、今からやらなければならないことは何のですかというのは、ここに書かれるということではよろしいですか。もしくはどこかに書かれているのですか。全部で4つ質問なのですがよろしいですか。

○議長(秋本会長) 以上4点でよろしいですか。事務局お願いします。

○門井主幹 ありがとうございます。まず、資料3-1の7ページ、施策体系の基本方針を削除したという部分で、基本方針に2040年の備えというものがあつたので

すけれども、その 2040 年といたしますのが、国の資料ですと 2025 年とセットになっている場合が多いのですけれども、まず 2025 年、令和 7 年という年は、団塊の世代が全員 75 歳以上となる年でございまして、2040 年といたしますのは、団塊ジュニアの世代が 65 歳以上になるということで、これまでも国の指針等で、2025 年と 2040 年というのはセットで「2025 年を見据えて」とか、「2040 年に向けた中長期的な視点で施策を進めていく必要があります」というような表現で今までも使われてきている表現でございまして。施策体系の方にはこれまで基本方針で 2040 年の備えということで、確かに明記をしていましたが、そちらは他の計画に倣って、削除したいという考えで省いております。一方で、ご質問いただきましたが、その 2040 年の備えというのはどこに記載されるのかという部分でございまして、基本目標 4 の方で掲げていく施策の中で、2040 年というのとは先ほど申し上げた通り、団塊ジュニアの世代が 65 歳以上になって、日本全国で見ますと、高齢者人口がピークになるということで、その時には当然、生産年齢人口が少なくなるということから、国全体の話にはなりますが、高齢者 1 人に対して支えていく生産年齢人口が、高齢者が多い中で減ってしまうということで、そういったことに向けて、施策を展開していかなければならないという、2040 年が中長期的視点のゴールになるのはそういった意味合いになっております。ご質問ですけれども、3-2、4 ページに同じくその 2040 年に向けた中長期的視点というのがございまして、2040 年に向けては、高齢者がこれからどんどん増えていく中で、それに備えた施策を展開していかななくてはならない。介護人材の不足というのにも既に言われていますので、介護人材を増やしていったり、高齢者が増えたりすれば、場合によっては介護保険サービス等も充実しなくてはならない。そういったことも出てくるかと思うのですけれども、2040 年に向けて、施策を展開していく必要がありますというイメージで、第 7 期、第 8 期、第 9 期ということでその下に矢印がついておりますけれども、この歴代の計画にも、このような計画の期間ということで表示をしております。それを引き継ぐという形で、この 4 ページにはそのイメージ図ということで掲載しております。よって、今回第 9 期計画ということで令和 6 年から令和 8 年までの計画を定めていく部分でございまして、現時点で 2027 年以降、令和 9 年以降になりますけれども、どのような施策を展開するということまで私の中でもまだ考えていない部分でございまして、国としましても、まずは 2025 年、団塊の世代が 75 歳以上になる年を見据えて、施策を展開してまいりましたので、第 9 期計画の 2 年目になった時に、おそらく次の 2040 年に向けた国の方針というものもどんどんと定まって市の方にも下りてくるのではないかと考えております。回答が漏れているものは何かございましてでしょうか。

- 高田委員 すみません。何かおっしゃっていることがよくわからないのですが、2040 年の備えってというのは、何か具体的に示されているものがあるのですか。こういうふうに備えなければならぬとか、施策体系では明記しませんとありますが、2040 年というのとは先ほどおっしゃったように、団塊の世代の子どもが 65 歳になるという。先ほどの説明と少し違っているのですけれども。少し違くと

思ったのは素案の1、3-2の6ページ。2040年に、生産人口というのは確かに減っていますが、それ以降も減ってくるのです。ただ、高齢者の人口が全体の人口からすればピークなのが2040年ということなのですか。いずれにしても、生産人口、高齢者を背負う人口は2040年以降も、引き続き減っていくということではないのですよね。

○門井主幹 そうです。あくまで推計にはなっておりますが。

○高田委員 そうすると、別に2040年を否定するわけではないです。中長期的に何か、ゴールが必要だと思うのですが。おっしゃっていることがちょっと違うなというのがまず1点。要はその2040年という中、中長期的なものを見据えるのであれば、3年で更新するのはわかるのですけれど、2040年にどういう備えをしなければならないのですか。こういう施策を打っていかなければならないのではないですか。久喜市が提言することではないのかもしれませんが、例えば外国人をもっと介護の中にも入れていくというような。3年ごとにやる施策並びに介護保険料というのを決めるためだけに、何か更新をやっているだけで、本当に中長期的なことを、そこを知りたいのです2040年の備え。それと、それに対して中長期的にどういう施策を考えているのかという。それは何かありますか。同じことを繰り返して申し訳ないのですけれど。もしくは国から示されているものがありますか。

○門井主幹 特に2040年に向けて具体的なものはないのですけれども、繰り返しの説明で説明にならないかもしれないのですけれども、2040年に団塊ジュニアの世代が65歳を迎えて、高齢者の人口はピークになると予想されます。国の方としても、2025年の次は、2040年を見据えてということで、今までも市町村の介護保険事業計画のガイドラインであります、基本指針の方でも、2025年のことと2040年のことは言っております、高齢者人口がどんどん増えていく中で、それに備えて、何ができるかというところで、各市町村によりますけれども、地域の人口の動態ですとか、介護ニーズの見込み、そういったものを踏まえて、計画を策定する必要があるということで、国の方としては示しております。あと、介護人材の確保のところ、外国人というお話を頂きましたが、コロナ禍の関係で、一時期、外国人が日本に来られないというようなことがありましたけれども、それも落ち着きましたので、国の指針でも、介護人材の受け入れということで、外国人材の受け入れということが、新たに追加をされているのを確認しております。

○議長(秋本会長) ちょっと議論が錯綜しておりますが、確認します。高田委員さんがお知りになりたいのは、2040年問題と記載があるけれども、その具体的備えは何かと。その具体的施策は何かと。それがどうかということですね。何かその備えとか施策があるのかと。

○高田委員 4ページにも中長期的視点ってあるのですけれども、中長期視点って何なのか。外国人労働者を増やしていきますと。将来的には、これだけになりますというそういう方針なり、視点があるのかなのか。

○議長(秋本会長) ちょっと高田委員その前に戻ります。今外国人労働者問題にまた

意見が飛んでしまいましたけれども、具体例の1つでしょうからその前に基本に戻って、2040年問題の備えとか施策とは何かということをもまず1件、これを終わりにしましょう。今事務局ですぐ回答が出ないのであれば、ちょっとお時間を頂いて、その辺を整理していただけますか。2040年の備えか、あるいは施策がないならなくて、ないって言うだけであれば、議論が前に進むと思うのです。ないものを無理に抽象的に言うから余計議論がわからなくなってしまいます。もうそれははっきり白黒あるのかって高田委員さんは知りたいわけです。そのあたりをお時間頂いて青木課長さんと相談の上、何分か後にご回答いただければと思います。それでよろしいですか。さきほどの外国人問題は、個別具体的な話の例示ですよ。それに対する回答はなしで。ということで、他の方、ご意見あるいはご質問。茨木委員さんどうぞ。

○茨木委員 高田委員さんの話と少し重なる部分があるかもしれないのですが、いずれにしてもこの文書を作成する時の表現というか、この文書を作成した方ですね。その方の立ち位置。例えば、2040年問題の備えといったときに、介護関係の世界でしたら常識なのかもしれないのですが、その背景とか、具体的なものとかは、知らない方もいっぱいいらっしゃるのでもっとかみ砕いた表現というか、そういう文章をつくってほしいです。いわゆる逆に言えば文書が粗いのです。一般の人には理解しにくい。「知っているでしょう」という上から目線での文書作成になっているので、ついていけない文章になっています。ですから例えば中長期的といっても何だと。団塊のジュニア世代って何だと。計算してみたら、今40歳前後の方が対象になるのかなど。ですからもっとかみ砕いて文章を作成していただきたい。そうでないと、粗い文章で終わって、理解がついていかないというようになってしまいます。次回も会合があるかと思うのですが、もうちょっと文章を練っていただきたいと思います。これはちょっと理解しにくいですから、さっき文書のお話の中にありましたように、※印とか備考ということで追記していただく。やはりそういう丁寧さがないと、この協議会は、ただ上から事務局が説明して終わってしまいます。だから議論が深まらない。断片的な形で終わってしまうと思いますので、ぜひこの文書作成にあたって多くの方が見ていらっしゃるかと思しますので、もっと真剣に、いろいろな方がこの会合に参加しているので、理解できるような丁寧な文章表現をしていただきたいと思えます。

○議長(秋本会長) 今、茨木委員さんから提案です。一般市民から見て2040年問題とか、団塊のジュニア世代とか、福祉のプロならわかりやすいけれど、一般市民では、読んでも何かわからないと、議論も深まらないと、そういう意見かと思うので、これをなにかわかりやすい表現で表記できないかとかこういうご提案かと思うのですが、これに対する思い、事務局ありますでしょうか。

○門井主幹 ご意見のとおりかと思しますので、わかりやすい表現で、既にご提示したこの素案の1の部分につきましても改めて見直しをするのと、今後お示しする部分につきましても、わかりやすい表現になりますように、努めてまいります。

- 議長(秋本会長) はい、ありがとうございました。それは次回の9月の時に、例えば2040年問題とはこういう形にしますと。団塊ジュニアとはこういうことだと、誰が読んでもわかるような表現で提示できるということによろしいでしょうか。
- 門井主幹 はい。第8期計画につきましても、巻末に用語集というページを設けております。そういう形にするか、同じページに表示するか、そういうことも含めて、表現の方わかりやすく、なるようにしてまいります。
- 議長(秋本会長) ありがとうございます。それでは次回案で結構ですから9月の段階でご提示いただければと思います。茨木委員さんこれでよろしいですか。
- 茨木委員 はい。
- 議長(秋本会長) ありがとうございます。では次の質問どうぞ。
- 茨木委員 それでは内容についてちょっとご質問させていただきたいのですが、資料3-2の総括の37ページ。第4節、第9期計画における課題ということで、(1)(2)(3)と続いているのですが、私は先ほどご説明いただいた人材確保の状況ということで、26ページの帯グラフに注目しました。人材確保の状況として、多少不足、不足しているというのが、52%近く。要するに2人に1人、10人に5人は不足しているというデータ分析がされているわけです。これを踏まえると非常に重大な課題が示されていると。テレビとか新聞でも再三言われているので、それが具体的な数字になっているので、この課題については、働く人・従事する方が不足しているのでその課題解消は、この第9期計画における課題になるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。
- 議長(秋本会長) 事務局お願いします。
- 門井主幹 はい、ご質問ありがとうございます。今の介護人材の関係でございますが、施策体系でも、基本目標4に続く施策の方向性(4)のところ、これ国の基本指針もある部分でございますが、資料3-1の7ページでございます。施策体系の修正案というところの、基本目標4の介護サービスを確保し、住み慣れた地域での暮らしを守る、に続きます施策の方向性(4)です。こちらに「介護保険サービスの質の確保と向上・人材確保と育成」ということで、今後お示しします施策の方向性の中でも、人材の確保につきましては、施策として上げる予定でございます。今ご質問・ご提案をいただいた部分なのですが、確かに大きな問題でございますので、この9期計画の課題ということで、(4)とするか、順番が変わるかもしれませんが、入れるかどうかにつきましては、次回までに検討しましてお示しさせていただければと思います。
- 議長(秋本会長) ありがとうございます。確認ですけれども介護人材が不足していると。これについてはいわゆる第4節の第9期計画における課題これに盛り込むかどうかを検討するってことですか。その結果を9月に報告すると。ということによろしいですか。
- 門井主幹 そうということによろしく申し上げます。
- 議長(秋本会長) ということだそうですね。茨木さん、はい。

- 茨木委員 私から言わせていただければ、検討じゃなくて、待ったなしです。人材が足りないのですから。だから第9期計画には当然入るべき課題であるし、第10期にも繋がっていくのではないですか。人口が減っているわけですから。検討ではないと思います。以上です。
- 議長(秋本会長) 茨木委員さんから強い意見がございましたので、その意見も踏まえて、活字が手元にないでしょうから、このように検討しましたと結果を9月に教えてください。強い意見がありました。検討ではないだろうと、今更ということも踏まえて9月に回答をお願いしたいと思います。はい、どうぞ。宮地委員さん。
- 宮地委員 恐れ入ります。私たちは介護の事業所をやっております、やはり、人材の不足というのがすごく問題になっておまして、久喜市でもそういう困っている施設というのはいっぱいあると思います。聞くとやはり、今コロナも終わって、制限がなくなったので、いろいろな企業が人を集めてらっしゃる。他のいろいろな企業さんも、人材を必要としている。果たして、介護人材がこちらに来てくれるかどうか。こういう施設やいろいろな事業所さんに。そういう問題があります。やはりどこの施設も、人手不足は多少なりともあると思いますし、東北の方とかに行きますと、もう人材が不足してしまって、利用者さんはいらっしゃるのですけれども、定員を減らさざるを得ない。人材が不足して。今、東北の方でそれで潰れてしまう施設もあるそうなので、そのうちにこちらの方もそういう影響が強くなるのではないかというのを、非常に事業所の方は懸念をしております。ですからやはりおっしゃるように、人材が不足しているということは、非常に大きな問題だと思っております。だから、外国人の方ももちろん来ていただいていると思うのですけれども、やはりコミュニケーションが難しいので、良い方が来てくれるそうなのですけれども、生活の援助とか、そういうものにやはり手がかかって、お金もかかると、そういう感じになっているということらしいです。以上です。
- 議長(秋本会長) はい、ありがとうございます。ただいま、現場を預かる宮地委員さんからも、茨木委員さんと全く同感であると、このような強い意見が出ました。事務局もその辺を踏まえて課題としてどう取り扱うのか。検討のほどよろしく願いいたします。近藤委員さん何かございます。今日初めて見えましたけれど、施設を預かっている立場として、人材不足という声が、茨木委員さん、宮地委員さんから出ましたけれども、どうぞ思いの丈をせっかくの機会でございますので、一言ご発言お願いします。あったら結構です。
- 近藤委員 今日初参加ということで僭越ですけれども、人材確保というところではやはり、当施設も苦慮しているところがございます。募集なりいろいろなところに網を張るといふか、求人を出しても、やはり人が応募をしてこない。当施設も新卒採用もここ2年ぐらいいないような状態です。途中で採用しています。うちの一番の問題は、紹介会社に頼って就職させるというところに対応せざるを得ない。となると、紹介手数料というのがかなり負担になっているというところが、今一番問題になっておりますので、人材確保というところでは、

今いる人材を何とか辞めさせないような、退職をさせないような、施策を考えているという現状です。

- 議長(秋本会長) はい。ありがとうございました。3人の委員さんから、やはり現場が非常に大変だという意見が揃って出ましたので、青木課長何か思うところがあったら一言お願いします。
- 青木課長 先ほどの事務局からの回答の中で、誤解を招くというような説明となってしまうようではありますが、決して第9期のこの計画の中で、介護人材の確保等についての施策を盛り込むか盛り込まないかという、それを検討するというわけではなくて、第8期計画でも既にその介護人材の確保についての施策というのは盛り込んでおります。9期についても、もちろん先ほど複数の委員さんからもご意見を頂いているように、介護人材の不足というのが問題になっているということは、もちろんこちらとしても重々承知をしておりますので、久喜市でできること、久喜市だけではなくてやはり国に働きかけをしなくてはいけないこととかもあるとは思うのですけれども、もちろん9期計画についても、その介護人材の確保等についての施策については、記載と言いますか、政策を進めていくということで考えております。ただどういった介護人材の確保についての具体的な施策と言いますか、そういったところを、どのようにその計画の中に盛り込むのかということについては、これから検討させていただくというような意味で、先ほど回答をしたのですけれども誤解を招くような言い方だったかもしれませんので、改めてここで、回答させていただきます。
- 議長(秋本会長) はい。ありがとうございました。大体出尽くしましたか。議事(3)についてはよろしいですか。他に質問はなしということで。先ほどの高田委員さんについての宿題はどうなりましたでしょうか。まだ時間がかかりますか。2040年問題の備えとか施策とか、具体的にはあるのかないのか。
- 青木課長 先ほどの2040年への備えについてなのですけれども、具体的な施策というところまでは、まだこちらとしても決まっていないというような状況です。ただ、国からも示されているように、介護人材の確保というのが1つとしてありますが、それだけではなくて、高齢者による社会参加、後は介護予防とか認知症予防とかということで、年齢を重ねても、なるべく介護が必要にならないような状態を長く続けられるような、介護を必要とする前の介護予防の段階での施策といったものを推進していく必要があるというように考えております。
- 議長(秋本会長) はい。ありがとうございました。高田さん、今のところだとういう回答が精一杯でございます。よろしいですか。次に行って。
- 高田委員 今おっしゃったことは、第9期中の、大きなところで記載されるということですか。
- 議長(秋本会長) 事務局お願いします。
- 青木課長 大きく2040年への備えということで記載をするという形は、まだ考えてはいないのであるけれども、計画の中で施策の方向性というところでいろいろな施策を具体的に上げていくのですけれども、その上げていく施策というのが

2040年に向けての備えというものも含めた形での施策というように、こちらとしてはその計画に盛り込んでいくというように、現状では考えております。

○議長(秋本会長) はい。ありがとうございました。これについてはよくわからない部分もあるので、夏休みの宿題ということで、9月にできればペーパーで出していただければ整理して、参加の委員さんの皆様もわかりやすいかと思うのです。夏休みの宿題ということで、9月にペーパーを出していただきたいと思えます。

この議事(3)につきましては、この協議会の承認を頂きたいということでございます。それではこの久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画骨子等について、本協議会として承認するというので、皆さんよろしいでしょうか。

《委員了承》

はい、ありがとうございました。全員の承認を頂きました。それでは議事(3)は以上でございます。

続きまして、報告事項に移ります。議事(4)令和4年度地域包括支援センターの事業等についてに移ります。事務局の説明をお願いします。

○加納補佐 地域包括支援センターの運営状況等についてご説明させていただきます。《資料4-1から4-3に基づき説明》

○議長(秋本会長) はい。ありがとうございました。続きまして報告事項(5)令和4年度介護保険事業の概要等についてに移ります。事務局の説明をお願いします。

○小島補佐 介護保険課課長補佐兼介護認定係長の小島です。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。令和4年度介護保険事業の概要等についてご説明させていただきます。《資料5-1から5-3に基づき説明》

○議長(秋本会長) はい。ありがとうございました。続きましても報告事項でございます。議事(6)高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画進捗状況についてに移ります。事務局説明をお願いします。

○門井主幹 議事(6)でございます。

《資料6-1から6-3に基づき説明》

○議長(秋本会長) はい。ありがとうございました。それでは、議事(6)は以上でございます。これで議事はすべて終了いたしました。議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。茨木委員さん、報告事項についての質問ですか。報告事項の質問は最初事務局から説明があったように、質問書に書いて回答するということだそうですね。そのやり方を変えるということですか。私も気になるから行きましょう。どうぞ。

○茨木委員 資料の4-1センター事業実績報告書です。その中の2ページの決算書、それと次の資料4-2の2ページの予算書。決算書と予算書なのですが、単位が円と千円になっているので、そこの一覧は統一していただくと読みやすいかと。何かがあって、そのようになっているのか気になりました。

○議長(秋本会長) 数字の表記の問題ですね。回答後でもいいのですが、すぐ回答が

できれば事務局ここでお願いします。できなかつたらペーパーでも結構ですが。今、回答しますか後にしますか。

- 土屋課長 高齢者福祉課長の土屋です。ただいまのご質問についてご説明いたします。決算に関しましては、円単位での報告とさせていただきまして、予算につきましては千円単位での報告とさせていただいております。申し訳ございません。
- 茨木委員 単位は統一できないのですか。
- 土屋課長 はい。単位については統一ができません。決算については細かく円単位までいくらかかったと。
- 茨木委員 予算書であってもその円単位でできるのではないですか。
- 議長(秋本会長) 議論を整理します。久喜市役所としては予算書はすべて要求の段階から千円単位なのですね。そういう意味ですね。
- 土屋課長 はい。
- 議長(秋本会長) ただし決算は法律に基づいて円単位で報告しますと。
- 土屋課長 はい。
- 議長(秋本会長) だから変更できないってことですね。要求レベルからもう既になっていると。簡単に言ってしまうと、要求の段階はそういうことですね。よろしいですか茨木委員さん。
- 茨木委員 はい。
- 議長(秋本会長) 以上でございます。本当にこれで職を解かせていただきます。ありがとうございました。
- 青木課長 ありがとうございました。続きまして、次第4 その他でございます。事務局よりお知らせをさせていただきます。
- 門井主幹 その他というところで、1つご報告をさせていただきます。前回の第1回運営協議会の議事(5)におきまして、国の動向を委員の皆様にお示しするために、社会保障審議会介護保険部会第106回の資料の1-1から抜粋したものを、資料5として、配布させていただきましたところ、6ページに記載のありました基本指針見直しのポイント案について、第8期から第9期に対して、具体的にどこが見直しになっているのかを提示いただきたいとの要望を頂きました。この件につきまして、ご説明文とともに、第8期計画の基本指針をベースとした具体的な見直しの方針案が記載された資料、介護保険部会第107回の資料の1-1を、本日の資料と一緒に送りさせていただきました。資料の内容につきましては、国の審議会でも議論している資料でございます。その基本指針案につきましては、現時点でも、正式に市町村まで、まだ下りてきていない段階でございます。内容につきましては国で審議している部分であり、現段階も案でございますので、ご理解を頂ければと思っております。また今後正式な基本指針の案という段階ではございますが、7月中に示されるということで、国からは示されておりますので、基本指針の正式な案が来た場合に、その内容を踏まえて、計画の内容を修正させていただいた場合には、次回の運営協議会以降にご報告いたしますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

- 佐藤係長 続きまして次回の会議についてお知らせをさせていただきます。第3回目の会議は令和5年9月22日金曜日に、久喜市役所の4階、第4から第6会議室で予定しております。時間は本日と同じ13時15分からの予定です。改めて通知は出させていただきますがよろしくお願いいたします。
- 青木課長 ありがとうございます。それでは本日予定しておりました議事につきましてはすべて終了いたしました。閉会にあたりまして、木伏副会長よりご挨拶を頂きたいと存じます。
- 木伏副会長 <副会長挨拶>
- 青木課長 ありがとうございます。以上をもちまして、令和5年度第2回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和5年8月16日

議長.....秋本 政信.....

議事録署名人.....茨木 嘉彦.....

議事録署名人.....宮澤 幸一.....